令和７年第２回本巣市議会定例会議事日程（第２号）

令和７年２月26日（水曜日）午前９時　開議

日程第１　議案第１号　本巣市こどもの権利条例について

日程第２　議案第10号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について

日程第３　議案第11号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

日程第４　議案第12号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第５　議案第13号　地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第６　議案第14号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第７　議案第15号　本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第８　議案第16号　本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第９　議案第17号　本巣市基金条例の一部を改正する条例について

日程第10　議案第18号　人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第11　議案第19号　本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12　議案第20号　本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13　議案第21号　本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14　議案第22号　本巣市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15　議案第23号　本巣市手話言語条例について

日程第16　議案第24号　本巣市下水道条例の一部を改正する条例について

日程第17　議案第25号　本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

日程第18　議案第26号　本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第19　議案第27号　本巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

日程第20　議案第28号　本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第21　議案第29号　金原辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第22　議案第30号　根尾西辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第23　議案第31号　本巣東辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第24　議案第32号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第９号）について

日程第25　議案第33号　令和６年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

日程第26　議案第34号　令和６年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第27　議案第35号　令和７年度本巣市一般会計予算について

日程第28　議案第36号　令和７年度本巣市国民健康保険特別会計予算について

日程第29　議案第37号　令和７年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第30　議案第38号　令和７年度本巣市企業用地造成事業特別会計予算について

日程第31　議案第39号　令和７年度本巣市水道事業会計予算について

日程第32　議案第40号　令和７年度本巣市下水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

第１　議案第１号　本巣市こどもの権利条例について

第２　議案第10号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について

第３　議案第11号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

第４　議案第12号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

第５　議案第13号　地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

第６　議案第14号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

第７　議案第15号　本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第８　議案第16号　本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

第９　議案第17号　本巣市基金条例の一部を改正する条例について

第10　議案第18号　人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例について

第11　議案第19号　本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

第12　議案第20号　本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

第13　議案第21号　本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第14　議案第22号　本巣市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

第15　議案第23号　本巣市手話言語条例について

第16　議案第24号　本巣市下水道条例の一部を改正する条例について

第17　議案第25号　本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
第18　議案第26号　本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第19　議案第27号　本巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
第20　議案第28号　本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第21　議案第29号　金原辺地に係る総合整備計画の策定について
第22　議案第30号　根尾西辺地に係る総合整備計画の策定について
第23　議案第31号　本巣東辺地に係る総合整備計画の変更について
第24　議案第32号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第９号）について
第25　議案第33号　令和６年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
第26　議案第34号　令和６年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）について
第27　議案第35号　令和７年度本巣市一般会計予算について
第28　議案第36号　令和７年度本巣市国民健康保険特別会計予算について
第29　議案第37号　令和７年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算について
第30　議案第38号　令和７年度本巣市企業用地造成事業特別会計予算について
第31　議案第39号　令和７年度本巣市水道事業会計予算について
第32　議案第40号　令和７年度本巣市下水道事業会計予算について
追加日程１　議会運営委員会委員辞任の許可について
追加日程２　議会運営委員会委員の選任について

出席議員（１６名）

１番	吉村知浩	２番	髙橋知子
３番	瀬川照司	４番	飯尾龍也
５番	片岡孝一	６番	髙橋時男
７番	寺町　茂	８番	澤村　均
９番	髙橋勇樹	10番	今枝和子
11番	髙田浩視	12番	河村志信
13番	鍔本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原　勉	副市長	谷口博文
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤　勲

企画部長	林　玲一	市民部長	加納正康
健康福祉部長	小椋真二	産業経済部長	瀬川清泰
都市建設部長	高橋君治	水道環境部長	青木竜治
教育委員会事務局長	髙木孝人	会計管理者	磯部千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	山本　憲
議会書記	廣瀬知倫	議会書記	内木雅浩

午前９時20分　開議

開議の宣告

○議長（道下和茂君）

皆さん、定刻より少し遅れましたが、よろしくお願いします。

改めて、おはようございます。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

日程第１　議案第１号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第１、議案第１号　本巣市こどもの権利条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番　今枝議員。

○１０番（今枝和子君）

先日、初日の開会日に学生、生徒たちがここの議場に来て、いろいろ説明をしていただきました。その中で本当に大変心に残る言葉が幾つかあったんですけれども、2,514人、一人一人の思いを１つにまとめる大変さというのも大変伝わってまいりました。

当初は、多分私の何々する権利ということから、いろいろ熟議を重ねてディスカッションを重ねる中で、最終的には特別支援教室の生徒たちに思いをはせるというところに至り、主語が、みんなの何々する権利ということで、一人称から三人称に主語が変わるという熟議を重ねていく中で、子どもたちは大変多くのことを学んだと思いますし、その熱量というのはすごく大きなものがあるなというのを感じさせていただきました。

その中で、本巣のこどもの権利条例がずっと持続的に生きた条例であり続けるには、今の１年かけてつくり上げた2,514人と同じ熱量を次の時代、次の時代の子どもたちにも継承していくことがとても大事だと思うんです。具体的にいえばこの３月には卒業するメンバーがいて、また４月には入学するということで携わったメンバーじゃない子たちがどんどん増えていくという中で、携わったときのこの熱い熱量をどのように携わっていなかった子たちにも継承をしていくか。それが同じ熱量で、時代とともに減るのではなくて同じ熱量で伝え続けていくことがこの条例が本当に将来的に生きた条例であり続けることになるのかなと思ったときに、熱量の伝え方が今後課題になるのではないかというふうに感じていますので、その熱量の伝え方をどのように今後お考えになられているかということと、またそれに付随してこども憲章というものが出来上がっていますが、これも時代の流れの中で、社会情勢であるとか教育環境の変化であるとかということから、追加事項であっ

たり削除したほうがいいんじゃないかというような事項が出てくる可能性もあると思ったときに、それのアップデートのタイミングをどのように今後お考えになられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

教育長に答弁を。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

今、話がありましたこども権利条例についての子どもたちがやっとつくり上げてきた権利条例ではあるんですけれども、条例をつくることが目的ではなくて、制定されてからがまず大事だということを我々も、子どもたちも捉えています。このつくり上げた権利から、自分や学校というものをもう一度見詰め直して、自分と全ての仲間が幸せになる学校を自らの手でつくっていくということをまず進めていきます。今は条例ができたというゴールではなくて、スタートであるというふうに捉えています。

全ての学校で、子どもたちがこれから先ずっと永遠にこの権利条例の魂を持ち続けるということが今後物すごく大事なところになってくると捉えていまして、この魂を持ち続けていくというためにこれからやっていきたいことを少しお話をさせてもらうと、まずもって今年１年かけてつくり上げてきた条例の経緯とか精神というものを必ず毎年丁寧に全ての学校で伝えていく、引き継いでいくということを進めていきたいと思います。

まず、先日見ていただいた簡易版の本巣市こども権利条例ができるまでという動画を見てもらいましたけれども、あれは簡易版でつくりましたので、メイキング動画の完成版というか完全版を作成し、それを４月に全校児童・生徒で全ての子どもが見る、そして児童会・生徒会を中心に一人一人がどんな学校をつくっていきたいのかを対話する、毎年の挑戦を明確にしていくというような営みを進めていきたいと考えています。それから、今後作成するリーフレットを子どもや保護者、市民に広く配付し、市全体としての機運を高めるということも進めていきたいと、特に広報「もとす」なども通してそれを伝えていきたいというふうに考えています。

今、今枝議員が言われた今後の熱量みたいなものがさらに永遠に続いていくためには、各学校においての特色ある取組を大切にして、条例で定めた２月20日のもとすこども権利の日をその年の各学校の１年間の歩みを交流する日として位置づけて、さらには、これも条例に載せたこども会議を年間４回ほど定期的に開催して、卒業していった先輩たちも自由に参加できるような土曜日開催とかも進めて、先輩たちにも見届けてもらいながら魂を引き継いでいくというような取組をしていきたいというふうに考えています。

そして、先ほど２つ目で言われたことですけれども、子どもたちがつくり上げた権利を含めて、条例の基本理念としたこども憲章、このこども憲章の絶えざるアップデートに向けた学校代表による対話を毎年行っていきたい。数年ごとには改定を視野に入れて、新たな魂を吹き込んでいく。そして、こども権利条例の伝統をつくっていくような営みを継続させる。この伝統というのは改革の

連続の中で生まれてくるものなのでやっぱり改革、このアップデート、改革を進めていくということを大事にしていきます。

このような権利条例の魂を引き継いで、これを経験した子どもたちが自信を持って本巣のまちづくりを担っていく。さらには、本巣から日本を変えていく子どもたちが育っていくような、こんな取組にしていきたいというふうに考えています。

○議長（道下和茂君）

ほかにございますか。

〔挙手する者あり〕

２番　髙橋知子議員。

○２番（髙橋知子君）

このこども権利条例の制定に当たって、前回見せていただいた動画とそしてしゃべってもらった子どもたちの様子から本当に、こんなすばらしいものがこの本巣市でできたということに喜びと、本当に本巣市で子どもを育てる一人の親として、本当にうれしく思います。

やっぱり世界的に見ても、よく教育長もおっしゃいますが、日本の子どもたちは大変自己肯定感も低く、自分に対して満足している気持ちがなかなか持てていない。それはやっぱり義務ばかり押しつけられる環境の中で、権利のところがしっかりと教育の中で伝わっていないことが一番大きいというふうに私も感じています。そんな中で、このように子どもたちから出てくる、自分たちは、これが権利なんだというこの条例の意味というのを大変大きく感じます。

これをつくるに当たって、教育委員会の方々、教育長をはじめ教育委員会の方々や、また先生方や、そしてアドバイザーの木村泰子先生、そのほかにもたくさんの教育界において大変すばらしい方々によってつくられたこと、またそれを市として認めてきたという、この在り方が本当にすばらしいことだというふうに思います。

せっかくなのでちょっともう少ししゃべりたいんですけど、私はたまたま木村泰子先生がこのこども権利条例をつくる現場のところに、ほかの議員の方と一緒に少しだけ見学させていただいたんですけれども、子どもたちがわあっと話したときに、皆さん動画を見て、当たり前のように子どもがああいうふうに話し始めたというような肝腎のところしか見えないんですけど、ああ、本巣市の子どもたちはすごいなあ話していてという感じにも見えたんですが、やっぱり最初は何も子どもたちは発言できないようなところからつくり上げてあんなにしっかりした、本当に純粋な目で自分の思いを伝えられるようになった、その過程をつくった大きな一人に木村泰子先生がいて、泰子先生が一言声をかけるだけで子どもたちの色がぱあっと変わって、自分は話していいんだ、自分のことをちゃんとしゃべっていいんだという雰囲気ができたことが本当にすばらしいことだと思いました。

この権利条例をもってそういう場が様々な学校につくられるというのが、私もそういったことをしてほしい、その目的を果たすためにこの条例があるんだと思うんですけれども、約2,500人の子どもたちがつくったこの条例なんですが、うちの子もその2,500人のうちの２人に入っているんですけれども、やっぱりつくってきた、今、今枝議員も言われましたがその熱量、もう中心となって

関わってきた子の熱量と、最初の自分の目標だけつくってきた多くの子どもたちの熱量とまずその段階でも違うなというのをとても感じています。また、条例の中には子どもたちのことではなくて市や大人の義務などもたくさん入っていました。そういったことを含めて、今後この条例をつくったことで、ちょっと先ほどの質問とかぶるところもあるかと思うんですが、どのように具体的に変わっていくのか、もう一度お願いいたします。

○議長（道下和茂君）

答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

子どもたちは、この取組を通して自分たちで法をつくるとか社会を変えられるという自信と力を身につけたというふうに思っています。この条例づくりの最上位の目的は、自分たちで学校を変える、自分たちで学校をつくる、そしてさらには社会をつくっていく、そういう子どもたちを育ていることにあります。

ですから、今、全ての学校で、自分の学校は自分がつくる、自分を認めてもらえる権利という視点から子どもたち自らが学校の課題を見いだして、子どもの手によってその課題解決や改善に向けた取組、さらには新しい学校づくりというのが始まりつつあります。

例えば真正中学校では、この取組を通しながら、自分と全ての仲間が幸せであるためにという視点から自分たちを見直したときに特別支援学級の仲間が分断されているんではないかというような自分たちの反省を持ちます。この現実に生徒自身が気づいて、無意識のうちに、自分たちはそんな意識はないんだけれども、差別のようなものになっていたのではないかと、そういう感覚があったということを見詰め直して、行動を今起こし始めています。

さらに、多くの学校で子どもたちがつくった権利には、自分で決めて学ぶ権利とか、興味あることをとことん学ぶ権利とか、そういう学びや授業に対する思いを主張する意見がすごく多く出ていました。それをそれぞれの学校が受けて、例えば今は席田小学校などでは、子どもたちと先生たちの話合いにより、来年度、マイテーマ学習とかフリー進度学習とか一日自分たちの時間割の日とかそういう案を今出し合っています。自分で選んで学ぶ機会の保障というものを進めようとしています。さらには、一色小などでは、個人の探究学習として本巣市学力向上サポーター、地域の方々なんですけど、その人たちを一斉に学校に呼んで自分の興味あることをその先生たちと学ぶというような授業も考えようとしています。

市全体としては様々なアプローチをしたいと考えているんですけれども、例えば学校に来られていない子をはじめ、全ての子が認められるというところにもやっぱり新たな取組を進めていく必要を感じています。言い換えれば、全ての子どもの学習権を保障する営み、そういったものも強化したいなと思います。

具体的に、まずは子どもたちの学びの保障のために、本巣の学び舎を拡充する、そこに支援員を増員する、教科専門指導員などのプロフェッショナルも学び舎での支援を拡充していく。それから

ワンダーランドがあるので、ワンダーランドの指導員も共に学校に来られていない子の学びに積極的に関わり、ワンダーランドの教具もどんどん活用した質の高いそういう学びを、それぞれの子どもに応じて多様に対応を進めていきたいなというふうに考えています。

もう一つ変わっていくだろうと思うのは我々の、大人というか、教員が子どもの力を信じて共に歩んでいくパートナーに変わっていくということも期待しているところです。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

２番　髙橋知子議員。

○２番（髙橋知子君）

ありがとうございます。

本当に大人たちも含めて、本巣市の全ての方に伝わり、現場にその効果が現れるようにみんなで動いていけたらというふうに思います。

すみません、もう一つ質問があるんですが、これは最初にお聞きすればよかったんですが、今つくってきた過程というのはたくさん見せていただいたんですが、そもそもこの権利条例をつくろうというふうに至った経緯、そこが大きな目的のところだと思いますので、そちらをお聞かせいただければと思います。

○議長（道下和茂君）

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

まず、まずそもそものこども権利条例をつくるということは、こども基本法が出されたということが大きなきっかけではありますが、子どもの手によるこどもの権利条例をつくるに至ったのは、やっぱり大きく言えば日本の教育を変えなくちゃいけないというふうに心から思ったところです。ずっと言い続けているように、今の日本の教育の課題は子どもの当事者意識と主体性の欠如というのは本当に全国的に言われていて、ここにメスを入れたいというのが一つの大きなきっかけです。

何でこんな課題が生まれたのかというと、多様な個性を持つ子どもたちに対して、日本の教育はみんな一緒の教育とか、そろえる教育とか、型にはめる教育とかそういったものを実践してしまっていたと、子どもの主体性をそこで奪っていってしまっていたという過去があるのではないかなというふうに捉えていて、そこには、本巣市はもう既に以前から様々な取組を行って、その課題に立ち向かってきたつもりではありますが、まだまだ弱さを感じている中で、恐らくこの全国初となる子どもが自分たちでつくり上げる権利条例の取組は、結局、子どもたちが一人の人間として人格を持ち、幸せに生きる主体者であるということ、これを世に示していく一つの大きなきっかけになるというふうに捉えて、この取組をしていきました。大きなきっかけというのはそういうところになるのかなということを思っています。

先ほどもお話ししましたけれども、それによって子どもたちは変えられるという、自分が当事者や主体者になれるという自信や誇りを持ってきたので、これをまた継続させていきたいということ

を思っています。

繰り返しになりますが、本当に変わらなくてはいけないのは教員であり大人だということを思っていまして、この子どもを主語にした権利条例制定は大人を変えるきっかけにもしたいという、それも経緯の一つとして思っています。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

11番　髙田議員。

○１１番（髙田浩視君）

簡潔にお聞きしたいと思うんですけど、実は２点お聞きしたかったんですけど、１点はこういう手法、中学生による教示法ということで、少し今、髙橋議員からの質問で１点ですけど、この上位にあるこども基本法、全てのこどもたちという観念があると思うんですけど、こう称された中で、本巣の全てのこどもたちということで言ったときに、全てのこどもというのは18歳未満の子どもたちということなんですけど、それでいわゆる今は中学生を主体につくったということで、その視点というのは本当にその子たちの気持ちや意見というのはこの基本条例に反映されてくるのかどうか、されているのかというのをちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（道下和茂君）

教育長に答弁を求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

そこについては、条例で定義として、こどもというのは18歳未満の者、その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者というふうに条例で位置づけさせていただき、こどもというものの条例における対象はそういうふうにしました。

ただし、今回この条例の基本理念となるこども憲章の中身を考えるに当たっては、どうしても高校生とか小学生以下という子どもたちの直接的な意見をなかなか聞くことはできなかったのは事実です。でも、今いる小・中学生が中心になって基本理念の部分をつくるという方向を決めて、子どもたちを主語に、小・中学生たちの子どもたちを主語に憲章をつくり、それを条例の中へ上げることで、本巣の18歳未満の子どもたちの一緒になって、こういう権利を大事にしませんかという提案でもあり、宣言でもあるというふうな位置づけで今回はつくらせていただいたというふうに整理をしています。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

12番　河村議員。

○１２番（河村志信君）

お尋ねしたいのは、第11条、市はこどもの権利の侵害、虐待、体罰、いじめ等その他の不利益を受けたことを確認した場合、迅速かつ適切な救済を組織的に行い、その権利回復に努めるとございます。自分の子どもの頃から思うと、非常に厳しい子どもの環境というのが多く感じます。子どもの自死ですかとかリストカットとかそういう何か怖い話を聞きますと、この辺がやはりきちんと対応されないと、こどもの権利主張も大事ですけど、それを見守る保護者であったり、それから地域住民、地域が育てていく、それから当然学校関係の方も対応されるとは思うんですけど、子の貧困等もございますよね、その推進体制というのを、難しい問題ですけど、教育長さんとしてどういうふうにお考えか、ちょっとお聞かせ願えればありがたいです。

○議長（道下和茂君）

ただいまの答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

ありがとうございます。

経緯から少し話をさせてもらうと、子どもたちが主語となった権利条例をつくりたかったというのがまず経緯です。子どもたちが自分で当事者となって、どう生きていきたいのかということをまず大事にしてきました。その部分だけではやはりこどもの権利条例として市が定める条例としては子どもを大人が守る視点も絶対必要であるという、両面が必要であるということをこの条例の中で盛り込んでいこうとしたときに、子どもが主語で子どもがつくるという部分をどの部分にするのかという整理をしました。

子どもたちがつくっていく、子どもたちが思っていることをどんどん条例の中に盛り込んでいくという部分をこども憲章として表現することで、子どもたちが思っていることを全てそこにひっくるめる。条例の中に、こども憲章を基本理念としてというふうに捉えて、子どもたちを主語にした子どもが考えた部分を条例の中に盛り込む。全体の条例文は、大人を主語にして子どもをきちっと守っていくんだというスタンスも盛り込もうという二重構造的な、これは物すごく工夫した条例の構造だと僕は思っていて、この条例の構造こそが日本初だというのが、監修の合田哲雄さんの物すごい大きな評価を得ているところです。

河村議員がおっしゃられた11条とか、今虐待等も本巣市内で物すごく増えていて、その子どもの命を守る、子どもの権利を守るということも絶対に外せない、だから条例の中にこういった文言はきちっと盛り込む。先ほど言った憲章の子どもがつくった部分も入れ込む。子どもがつくった部分は、その都度改定ができる。これは今枝議員がおっしゃられた魂を吹き込み直すことができるという、この構造というところも理解してもらえると、本巣のこの条例の価値が物すごく高いものであるということを立証しているのではないかなということを感じています。

○議長（道下和茂君）

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

13番　鍔本議員。

○１３番（鍔本規之君）

私が聞こうと思ったことを今先に聞かれましたけれども、私はちょっと意味が違うんですね。聞く意味が。

この総合支援という中の、今も質問があったと思うけれども、11条の中に、市はこどもの権利の侵害等々ということが書かれている。その中に、敏速かつ、いじめがあった場合、分かりやすいことをいうと、いじめがあった場合どうしてくれるんだというようなことの訴えだろうと思っている。これは、子どもたちが議員に対して、大人に対して、どうしてほしいんだと、こうしてもらえないかということのお願いだろうという部分もあるだろうと思って聞いておるわけなんです。

つくった子どもたちがこの議場の中で訴えてきたことをずっと聞いていると、こうしたいこともあるけれども、大人の人にこうしてほしいんだという訴えが相当に私の中には入ってきて、その中に今いるようなもので、この総合支援という中の11条の中に侵害ということが書いてあるけれども、括弧して、虐待、体罰、いじめ等ということになって、これは今現実に多くの学校で行われているのが現実なんです。それの解決の方法が、子どもたちが望む解決方法ではないじゃないかというような思いがあって、この11条が書かれていると思うんですね。

その中に、敏速かつ適切な救済を組織的に行い、その権利回復に努めるものとすると書いてある。望みであろうと思うかもしれないけれども、すると書いてある以上は、条例ですので条例は守るためにある。だとするなら、この11条を形として行っていくためにはどのような思案が大人としてあるのか、またどういうふうにしてこの子どもの今現実に行われているいじめ等々について、今どういうふうにして対応していて、その対応をどういう方向に変えていくのかという思案がなければ、ここに書かれていることは絵に描いた餅になるであろうと思っておりますので、何か思案があるのか否か、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

教育長に答弁を求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりで、子どもたちの様々な今の侵害ということをここにも表記してありますけれども、これに対しては、教育委員会、そして学校関係、家庭、保護者、地域、これが本当に組織的という部分で、短い言葉で表してありますけれども、ここここそが我々が本当に迅速に進めなくてはいけないことで、困った状態を一日でも、見つけたその日から解決に向けて動き出すということを表現、宣言している条文でございます。ここについては、鍔本議員がおっしゃられたとおり、私たちの全ての今言ったメンバーがすぐに状況把握、共通理解をして対応していくという、まさにそのことをここに書かせていただいたというふうに捉えています。

それから、こども憲章のほうで子どもたちが求めているということを１つ添えさせていただきた

いんですけど、大人は互いの違いを理解し合うパートナーとして、いてほしいという子どもたちの願いがあります。子どもたちが困っているときに本当にパートナーになってもらう。これを私はここにも込められた子どもの考えだというふうに捉えておりますので、ここについては本当にこれからこの条文のとおり対応していきたいというふうに考えています。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

13番　鍔本議員。

○１３番（鍔本規之君）

ここのところは、現実において私もこのいじめというものについて結構相談を受けて、私は私なりの解釈でいろんな形で手助けをしながら解決してきた経緯があります。この中で、子どもというのは大人にとって、幾つになっても自分の子どもは、子どもが50になっても、極端なことをいえば100になっても親から見れば子どもなんだ。だから、子どもを全て信じてあげたい、自分の子どもは常に正しいと思ってあげたいというのが親心であり、このいじめという問題については、15歳以下というような形に書かれているとするなら、今でいう義務教育の中、中学校までというふうにもし考えるとするなら、このいじめだとかいろんな問題について、私に言わせれば子ども同士のトラブル、けんかというものは、できることなら親を入れなくて、子どもだけで解決する方法の何かいい方法がないかなということを切に願っておきます。

この問題については、教育長一人の問題としなくて市長さんの下でいい組織をつくって、いい解決方法をすることをお願いとしておきます。終わりです。

○議長（道下和茂君）

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

４番　飯尾議員。

○４番（飯尾龍也君）

15条のこどもの権利の保障を図り、その重要性を広く市民の間で共有するため、２月20日をもとすこどもの権利の日とする。これを制定することはいいんですけれど、具体的に何かその前後に授業で何かをやるのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいです。

○議長（道下和茂君）

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

ありがとうございます。

２月20日は、先日子どもたちがここに立った日です。子どもたちにとっても、本巣市にとっても、やはり自分たちで法をつくり、学校をつくり、これから社会をつくっていくという宣言をした日を大事な日にしたいというふうで、子どもたちが２月20日をこども権利の日にしたいというふうに話をしました。

そのこども権利の日は、先ほど今枝議員の話もしましたけれども、毎年毎年、子どもたちが変わっていきます。毎年毎年、また新しい取組を進めていきます。その新しい取組を進めた１つの交流、１年間取り組んだ各学校、それぞれの学校で取り組んできた歩みを交流する日にしたいという願いが大きな１つ目です。

それからもう一つは、翌年に向けてのまたスタートの日にするという意味合いの２月20日です。そんな意味合いで、本当に権利に魂を吹き込んでいく一つの節目の日にしたいというのが大きな大きな願いです。

そこに至るまでには子ども会議というのを、今までいうと児童会サミット、生徒会サミットですけど、これを４回ほど位置づけておき、その途中経過や、先ほどのこども憲章で定めた自分たちでつくってきた権利がこの時代にそぐわっているのかということで、権利自体を見直しを図っていくような、そういう話合いの節目になるような日になる年もあるのではないかなというようなイメージで位置づけています。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

１番　吉村議員。

○１番（吉村知浩君）

市長に聞きたいんですが、今朝もちょっと事案で教育委員会に行って少し話をしてきたんですけど、実際に今現在もこの11条で定義する不利益を受けたことということが、実際に各地で起こっています。大多数の生徒が集まればそういった部分はあると思いますが、それを市として権利回復に努めることとするというふうに記載があります。

先日、報道でちょっと見た自治体ですが、市長直下の組織をつくって、子どもの権利を害された場合に必ず翌日以内には聞き取りを行い、１か月以内に全ての不利益を解除していくということを目標とした組織をつくっている自治体が複数あるという報道を見ました。うちではないなと思いながら、子どものことは教育委員会にお任せするということではなく市として、必ず教育委員会がやることは教育に基づいて子どもの双方の権利を守るという部分が、教育にどうしても特化してしまう。そうじゃなくて不利益を直ちにやめることは教育と少し違う部分も出てくると。

その報道を見て、いい側面と悪い側面とあるなという部分も感じたんですが、市として必ず子どもの権利を守る、教育委員会を飛び越えたそういった部分のお考えがあるかどうか、お聞きします。

○議長（道下和茂君）

答弁を市長に求めます。

○市長（藤原　勉君）

私のほうからお答えをしたいと思います。

今回のこども権利条例の制定に係る教育長から相談をいただいてから、ずっとこの条例の策定の至る経緯とかについてはずっと承知をしてきております。そしてまた、完成したものについても、

条例として提出しているということから、私どもにはそれぞれ条例の管理の責任もあるし、それが具体的に行動になったときに何かあれば、それらは教育委員会と同じように私どものほうの市の行政のほうにも責任が出てくるということは重々承知した上での条例の提案でございますので、条例に書いていることということは、これからも我々もしっかりと管理をしながら、そして目配りしながら運用をしていきたいと思っています。

そういった中で、先ほど子どものいじめの云々というのがあります。既に本巣市は、ちょっとしたいじめ云々というのは、教育長以下、学校の現場のほうでは、子どもたちからも絶えずその情報を収集する。毎年アンケート調査をしながら、こういういじめがないかどうのこうのというやつもしっかりとしながら、ちょっとしたことでもすぐ取り上げて学校内でまず事実確認をする。そして事実があればすぐ指導するという、そして学校を超えてなかなかできないものについては、教育委員会、我々、第三者機関の弁護士、そして教育委員会、そして市長部局が入ったそういった委員会をつくって行いますので、そこで遅れることなく適切に対応できるような仕組みを既につくってやってきております。

今ありがたいことには、そういった会議、委員会にかけるような事案というものは出てきておりませんので運用はされておりませんけれども、そういう制度はつくって対応してきていると。今後も今言われたようなことがあれば見逃すことなく、すぐに教育委員会から情報が上がってくる、そういう仕組みにしてありますので教育委員会だけで対応するということはありません。

よその市町村なんかを見ていますと、後手に回ったと、要するに市長部局のほうで上がってくるのが遅くてなかなか、言葉は悪いんですけれども、教育委員会も隠蔽体質、隠蔽されてうやむやにされて、そして何か大きい事件になって初めてそんなことがあったのかというようなことがあるというようなことで新聞等でも時々出ていますけれども、私どもの本巣市ではそういうことはないと信じておりますし、今までもそういうことで教育委員会と市長部局はしっかりとした連携を取っておりますし、今回の条例改正も本当に我々も一緒に中に入ってやらせていただいているということで、決して教育委員会任せで、子どもの成長していく過程を全て教育委員会に任せて我々が全然タッチしないよというような、そんな仕組みにはなっておりませんので、その辺については御安心いただければと思っております。

我々はやっぱりこれからも、子どもというのはみんな教育委員会だけでなくて、我々や地域にとっても、大人にとっても大事な存在であります。今日は、所信表明の中でも私の言葉でお話ししていますけれども子どもは我々の宝、地域の宝ですから、そういうことは決してないようにこれからも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者あり〕

６番　髙橋時男議員。

○６番（髙橋時男君）

すみません、申し訳ございません。１つだけ確認させていただきたいんですが、組織体制についてお尋ねいたします。

こどもの基本条例に関する、多分事務方というのは教育委員会だろうというふうに思うんですけど、例えば先ほど鍔本議員がおっしゃった、この11条の組織的にというところで、例えばこどもの権利に関する相談とか、あるいは救済に関する事務事業の管轄も教育委員会なんでしょうか。

私は、独立性とか権利の侵害の防止という観点から、教育委員会以外の部署に担当ということもありなのかなと思うんですけど、本市における管理、組織的などのような体制でというところをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（道下和茂君）

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

おっしゃられるとおり、これは市の条例ですので、市全体の組織で対応できるものは全て対応していきたいと考えています。ただ、情報を把握したり、学校とか園とかが情報把握は多いですので、そういったものは教育委員会が迅速につかみ、そして関係部局と全て連携を図って迅速に対応するという、そういうふうに動いていきます。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第１号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第１号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第２　議案第10号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第２、議案第10号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしでございます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第３　議案第11号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第３、議案第11号　本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第４　議案第12号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第４、議案第12号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第５　議案第13号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第５、議案第13号　地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第６　議案第14号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第６、議案第14号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番　鍔本議員。

○１３番（鍔本規之君）

この件については、広域連合のほうでも審議をされたわけであります。広域連合のほうにおいても審議をして可決ということになったわけでありますけれども、この内容について、まず何が改正をされるのか説明を求めたいと思います。

○議長（道下和茂君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

今回の改正内容は、懲役及び禁錮を廃止しまして、拘禁刑というものを新たに創設することが主なものでございます。

今回、懲役及び禁錮を廃止しまして拘禁刑を創設するということですけれども、事の発端は国のほうの法制審議会の答申でございまして、令和２年10月に、ここの場所において懲役及び禁錮を新自由刑として単一化するといったようなことが決められております。この懲役及び禁錮を廃止しまして拘禁刑を創設することの意義につきましては、国会において、法務大臣等から個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導とをベストミックスした柔軟な処遇をすることができるようにするためという旨の説明がされております。

この懲役と禁錮ですけれども、今までは懲役というのは作業の義務があったということで、禁錮はその義務はないけれども、任意で作業ができたというようなところであったということでございますが、今回は、新設される拘禁刑におきましては、処された者に改善更生を図るため必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができるというようなことでございます。そういったとこ

ろが今回の法改正の考え方だというふうに理解をしております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

13番　鍔本議員。

○１３番（鍔本規之君）

初日の広域連合の委員長報告の中にもあったかと思いますけれども、議員各位におかれましては、よろしく検証していただきますことをここでお願いをしておきます。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第７　議案第15号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第７、議案第15号　本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第８　議案第16号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第８、議案第16号　本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第９　議案第17号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第９、議案第17号　本巣市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第10　議案第18号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第10、議案第18号　人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第11　議案第19号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第11、議案第19号　本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につ

いてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第12　議案第20号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第12、議案第20号　本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第13　議案第21号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第13、議案第21号　本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第14　議案第22号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第14、議案第22号　本巣市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第15　議案第23号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第15、議案第23号　本巣市手話言語条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番　今枝議員。

○１０番（今枝和子君）

これは手話がまだ手話言語として普及をされていないということを鑑みて、普及について推進をしていくということで条例を定めていただきましたが、６条のほうに、各号に掲げる施策について定め、総合的かつ計画的に推進をするということで５項目掲げてあり、具体的には４項目ございますが、これは具体的にどのような施策を今後推進されていかれるのか、御予定であるとか構想であるとか、やっぱり条例制定は、先ほどのこども権利条例も同じですけれども、ここを制定されてからが普及に向かって本巣市がどのような活動をされていくかというスタートになると思いますので、今後の見通しをお尋ねしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

小椋健康福祉部長に答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

今枝議員がおっしゃるように、先ほどのこども権利条例と同様、今回の条例制定はあくまでスタ

ートと捉えております。ただ、第６条施策の策定及び推進というところで、大きく１号から５号、５号は市長特認の事項でございますので、１から４についての今のところの見解といいますか、考えをちょっと述べさせていただきます。

第１号の手話言語に対する理解及び手話言語の普及を図るための施策といたしましては、これはやはりこの条例を定めた理念とか趣旨、そういったものを踏まえた普及啓発活動と考えております。

具体的な方法についてはまた今後検討していくことになると思いますけれども、続きまして、第２号の市民が手話言語による意思疎通、情報を得る機会等の拡大のための施策につきましては、これは今もやっておりますけれども、手話通訳者の派遣事業、こういったものを充実していくということを考えております。

また、３つ目の市民が意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき、かつ、手話言語を使用しやすい環境の構築のための施策としましては、こちら、今回の条例では市の役割とか市民等の役割というものも明記させていただいておりますけれども、こういった環境の構築というところを鑑みますとやはり事業者さんが、聾者が利用しやすい、働きやすいような環境整備の理解を促進していくような、そんな事業を考えております。

また、４つ目の手話通訳者等の確保及び養成その他手話言語による意思疎通支援者のための施策といたしましては、こちらも現在も市としてやっておりますが、手話奉仕員養成事業、こちらにつきましては手話通訳者へのステップアップ事業でございますので、そういった事業をしながら展開を拡大していきたいなというようなことは考えております。

どちらにいたしましても、この条例が制定されましたら、来年度、特に手話を必要とされる聾者の当事者団体とか、あとは関係機関と連携を図り、協議を図りながら具体的な施策については定めていきたいというふうに考えております。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

髙橋知子議員。

○２番（髙橋知子君）

私も提案理由に全く異議がないのですが、今、今枝議員もおっしゃられたように、こどもの権利条例のところと同じく、実際にこの条例が手話を必要とされている方にとってどのような立ち位置で意味があるのかというのを確認するために、数点質問させていただきます。

まず、第４条と第５条なんですけれども、これも先ほどの今枝議員のところと少しかぶるかもしれませんが、第４条、聾者があらゆる場面で手話言語による意思疎通ができ、その環境推進のために必要な施策を講ずるものとする。第５条、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとするとありますが、実際にどの程度のことを想定されているのでしょうか。

○議長（道下和茂君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

今回策定する手話言語条例の第４条では、市の責務といたしまして、聾者が手話言語による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加しやすい環境を推進するための施策を講ずるということを規定しております。

本市では、令和３年３月に策定いたしました第３期本巣市障がい者福祉計画で意思疎通支援の充実を図るための施策として、県に登録する手話通訳者の派遣事業や手話奉仕員の養成事業の実施を掲げておりまして、また令和６年３月策定の第７期本巣市障がい福祉計画では、これら事業の実績と見込み量を掲げ、確実な事業実施に努めているところでございます。

また、第５条では、市民、聾者、事業者の役割といたしまして、市民は手話の必要性について理解し、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めること、聾者は手話言語の普及に努めること、事業者は聾者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境整備に努めることを規定しております。

いずれにいたしましても、手話言語条例は基本的な枠組みを示すことを目的に策定しておりまして、具体的な事業名や目標数値など、想定するものは明記しておりません。聾者と聾者以外が互いに手話の必要性を理解し、協力し合うことで、地域共生社会の実現を目指すものとしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

２番　髙橋知子議員。

○２番（髙橋知子君）

ありがとうございます。

次、第７条なんですが、市は手話言語に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとするとありますが、実際に積極的にこのような財政上の措置をすると、手話ができる方を呼んできまして、それを外部委託するとか、そうしますとそれなりの予算がかかるものとお聞きしていますが、全体を通してそういう政策をするに当たると、そういった方にお願いするということになると思うんですけれども、どのような現状を把握された上でこの条例のこの文を制定されているのでしょうか。

○議長（道下和茂君）

健康福祉部長に答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

第７条では、手話言語に関する施策の推進のため、市は必要な財政措置を講ずるということを規定しております。現在も意思疎通支援の充実を図るため障害者総合支援法で規定する、これは市町村事務でございますが、手話通訳者の派遣事業と手話奉仕員の養成事業を進めております。

事業実施に係る経費につきましては、令和７年度の当初予算で計上させていただいておりますが、

手話通訳者派遣事業に10万7,000円、手話奉仕員の養成事業に20万2,000円を計上しており、こちらは障害者総合支援法で規定する地域生活支援事業補助金を財源といたしまして、国が３分の１、県が６分の１という特定財源を充てております。

意思疎通支援に必要な手話通訳者派遣事業につきましては、手話通訳者の登録を行う県の聴覚障害者協会に委託しておりますが、まず手話通訳者の資格を得るためには、まず市へ登録する手話奉仕員の資格取得が必須でございます。手話奉仕員養成事業を瑞穂市、また山県市、北方町と合同で今実施しておりますが、こちらは手話通訳者へのステップアップを推進する意味でも重要な事業と捉えております。

なお、市内には現在、手話通訳者１名、手話奉仕員31名が登録されておりますが、この条例の制定を機に手話通訳者や手話奉仕員の増員を目指し、この事業の啓発に努めてまいりたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

２番　髙橋知子議員。

○２番（髙橋知子君）

その中でも実際に。

○議長（道下和茂君）

髙橋議員、３回目ですよね。

○２番（髙橋知子君）

はい、最後です。いいですか。

○議長（道下和茂君）

どうぞ。

○２番（髙橋知子君）

実際に動ける方というのは、その人数全員ではないということもお聞きしていますので、ぜひそちらの実際に動ける方を増やす活動もお願いいたします。

最後にもう一点なんですが、こどもの権利条例のときも、こどもたちがつくった条例になっているんですが、こちらは当事者の意見のほうはどのぐらい入っているんでしょうか。

○議長（道下和茂君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

令和５年11月に第７期本巣市障がい者福祉計画の策定に向けた調査を行っております。その中で、手話が言語であることを知っているかとの問いに対し、知っていたというのは24％でございます。また、手話言語条例が必要かという問いに対しまして、必要だと思うという回答は58％ございました。

手話が言語であるとの認識が広く共有される状況に至っていないということから、今回、条例制定に向け、その中ではもちろん当事者組織や支援団体、その方と協力し合い、また条例案の策定につきましても意見交換を積極的に当事者団体と行ってまいっております。

また、条例案のパブリックコメントにつきましても、12月27日から１月27日まで実施いたしまして、いただいた８件の御意見に対しましては、市の考え方を示させていただいております。

今後も、施策を推進していく際には当事者や関係者の方々の御意見を伺いながら、より実効的なものとし、手話言語の普及に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（道下和茂君）

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

13番　鍔本議員。

○１３番（鍔本規之君）

今、いろいろな質問があったわけでありますけれども、その中の答弁等々、またこの条例の中に意思疎通ということが書かれているんですけれども、私は日本語の分からない外国人の方をたくさん使っていたことがある。そのときに意思疎通をするのにジェスチャーで、昔テレビでやっていたんだけれども、ジェスチャーというもので意思疎通をして仕事を一緒にしてきた覚えがある。その中で意思疎通とは何ぞやということなんです。

この中で、私が今非常に興味があるという、目の見えない人は白い杖を持って、心臓の悪い人は赤い十文字のヘルプマークだったか、私たちがちょうど議員になって、はなの頃にその問題が出て、何とかしなさいということで皆さんに配付するようになったかと思っております。

足の悪い人は車椅子に乗っているから見られるし、早い話が、簡単なことをいうと五体不満足の人は何となく分かるんですね。けれども、耳の聞こえない人は五体不満足ではないので、外から見たときに分からない。耳の聞こえない人、しゃべれない人がしゃべれる人に自分の意思を伝えようとしたときには、手話でもいいし、またそれを答えるためには手話でもいいんですが、こちらから何か伝えようとしたときに、おーいと声をかけても相手は聞こえないんですね。そうすると、どうしてそれを伝えようと、ああ、この人は耳が聞こえないんだなとというのを分かるようにするための、さっきも言ったようにヘルプマークとかいうものを配ってもらえるのかということになるのか、現実に今配っているのか。また、逆に言うなら、耳の聞こえない人が、車だと何かぺたっと貼ってあるような気がするんですが、歩いている人等々において何かそういうことが分かるようなものを本巣市として何か提示してあるのか。あるとするなら、お答えを願いたい。

○議長（道下和茂君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

本巣市として具体的に聴覚障がいの方が、御自身が聴覚障がいだよということを発する、そうい

ったアイテムというふうに捉えたんですが、特に現在のところは用意しておりません。

ただ、先般、一般質問で今枝議員からの御質問があったと思いますが、災害時の避難所で、バンダナに私は耳が聞こえませんというような、そういった御自身から発信できるような、そういったアイテムについては導入してはという御質問に対して総務部長が答弁いたしましたけれども、検討していくというようなことで、今現状はそうなっているというところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

鍔本議員。

○１３番（鍔本規之君）

答弁してもらえても、してもらわなくても結構なんですけれども、ヘルプマークというものは一応皆さんに、そういう人については出すようにしていた。だとするなら、意思疎通を云々ということで条例に書かれている以上は、聞こえない人に聞こえる人が意思疎通をしようとしたときに、この人は耳が聞こえないんですよということが分かるような方法を何らかの形で、ヘルプマークと同じようなものを何とかして市としてそういう人たちに、希望の方だけでも結構ですので、配れるようにしていただければ、せっかく条例をつくったことがまた日本中に順番、順番として広がっていくだろうという思いをしておりますので、そういうことも一つ、せっかく条例をつくるだとするなら、そういうことも含めて考えていただくように市長にお願いをして、答弁は結構でございます。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

ここで、10時55分まで暫時休憩といたします。

午前10時38分　休憩

午前10時55分　再開

○議長（道下和茂君）

それでは再開します。

日程第16　議案第24号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第16、議案第24号　本巣市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17　議案第25号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第17、議案第25号　本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18　議案第26号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第18、議案第26号　本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19　議案第27号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第19、議案第27号　本巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第20　議案第28号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第20、議案第28号　本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第21　議案第29号（質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第21、議案第29号　金原辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号については委員会付託を省略したいと

思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第29号　金原辺地に係る総合整備計画の策定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第22　議案第30号（質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第22、議案第30号　根尾西辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。御着席ください。したがって、議案第30号　根尾西辺地に係る総合整備計画の策定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第23　議案第31号（質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第23、議案第31号　本巣東辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。御着席ください。したがって、議案第31号　本巣東辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第24　議案第32号（質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第24、議案第32号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第９号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番　髙田議員。

○１１番（髙田浩視君）

すみません、支出の部、公債費の件ですけど、これはやっぱり金利の影響が出てきたのかと思うんですけど、これはもう少し具体的に、元金返済が減って金利負担が増えてきている、元金の返済が減って利子が増えている、公債費ですね。これは金利の影響によるものだというふうに理解をしたんですけど、これはいつ頃からの影響でどういう、もう少し具体的な影響について教えてください。

○議長（道下和茂君）

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

公債費のところの利子のところですね。807万3,000円の増額ということでございます。説明のところで、利率見直し方式で借りた市債の利率見直し、これについての影響額が約670万ほどでございます。その次の及びの後ですけれども、借入れ対象事業の実績額の増に伴うものが約130万ほどということでございます。

それで、この利率ですけれども、時期等詳細はあれですけれども、昨今、利率のほうも上がっておりますので、その影響で利子が増額となったというふうに認識をしております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

11番　髙田議員。

○１１番（髙田浩視君）

ということはやっぱりそういう影響がどんどん出てきているということで、今後例えばこれが令和７年度の予算ということに反映されて、やっぱりそういう厳しい状況になってくるという判断でよろしいんでしょうか、お聞きします。

○議長（道下和茂君）

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

利子が、利率が上がれば当然利率見直し方式で借りた市債の利率も上がるということで、金額も増額するということで認識をしております。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者あり〕

13番　鍔本議員。

○１３番（鍔本規之君）

この補正予算の中で、６年度の最後の最後の補正予算ということで出てきたわけでありますけれども、この災害対策車両等々整備事業ということについてお尋ねをするわけでありますけれども、これは新規事業でここまで出てくるということは、本来であるならこの３月議会に出てきても何ら問題がないだろうと思っているんですね。それがどうしてこの補正予算の中で今回急に出てきたのかなというので、何か国からの要請とか、大きな形の動きがあったのかについてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、説明をさせていただきます。

今回、この災害対策用の車両の導入でございますけれども、これにつきましては今回国の補正予算ということで、能登半島地震の際のトイレ状況の悪化というようなこともございましてこれに対する補助金が新たに創設されたということで、こちらにつきましては補助率が２分の１で、交付限度額が4,000万ということでございます。それに伴って、本市のほうでもこちらのマルモビという車ですけれども、こちらはトイレが２台つくわけでございますけれども、車といたしましてはハイエース型ということで６人乗りの乗車と、さらにトイレカーとしても利用ができるということで、今回、国の補正予算を受けて購入をするものでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

13番　鍔本議員。

○１３番（鍔本規之君）

国の補正予算が出されたということで、トイレに関する車を買うということについては、夏の花火のときでもトイレがなくて、根尾川花火大会でもトイレがなくて、トイレに並びに来たのか花火を見に来たのか分からないぐらいトイレの前に人がずうっと並んでいたという事実があるわけなんですね。ですので、トイレを増やすことについては何ら問題はないと思うわけでありますけれども、このトイレに関する、災害のためとこれは目的が定められて、そしてそれについて２分の１の国からの補助金が出るという形ですけれども、２分の１は市の一般会計もしくは云々で出さなければいけないとするなら、ほかの形のやり方もあったのではないかなという気がするわけであります。

もう一点は、一時金で払うよりも、今の時代、車等々については、特にこういう災害関係の車についてはリースのほうが非常にいいものが次から次へと出てきて、リースのほうが一時金として払わなくても済むような気がするんですが、国からの補助金をもらおうとするとリース契約ができなくて今回の形になったのか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

すみません、先ほどちょっと財源のところの説明が不足しておりましたけれども、国の補助金が２分の１、補助対象経費の２分の１ということなんですけれども、その補助裏、こちらにつきましては起債が充てられるということで、一般補助施設整備等事業債、こういうものが約580万円当たることになります。これにつきましては、100％充当で交付税の算入率が50％あるということになりますから、補助金とこの50％算入ということで、75％分が国のほうで面倒を見ていただけるということで今回購入ということで、リースにつきましては、基本的には補助なりの対象にはならないということもありまして、今回は財源もこれだけつくということでございましたので購入という形にさせていただいております。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかにございますか。

〔挙手する者あり〕

１番　吉村議員。

○１番（吉村知浩君）

今の災害対策車両の購入についてですが、この購入は市内の車屋さんが、適正な入札においてやるのか、特殊車両だからという部分で１者と契約してやるのかをお尋ねします。

○議長（道下和茂君）

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

契約については、まだ現時点では競争入札云々ということはまだ決まっておりません。基本的には、このマルモビという車両を扱っておるところは県内の業者１者ということですけれども、そこ以外でもこれに類似した車両等があれば、同等品以上ということで入札することも可能ですけれども、もしそういうのがなければ、１者随契ということもあり得ますが、現在のところでは契約方法までについてはまだ決まっていないというのが現状でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

１番　吉村議員。

○１番（吉村知浩君）

まだ決まっていないということですが、ひょっとすると１者で随意契約ということになるかもしれないという話ですが、その際に、車検等々についてもなるべく市内業者でできるところは市内業者でというような考えはありますか。

○議長（道下和茂君）

総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

もちろん、整備云々につきましては市内の業者であれば対応も早いですし、当然市内業者がもしできるんであればお願いをしたいというふうに考えております。車自体は一般の車両にトイレ等の附属品がついているということなので、車検等については通常の自動車屋さんでもできるのではないかなというふうには考えております。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。御着席ください。したがって、議案第32号　令和６年度本巣市一般会計補正予算（第９号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第25　議案第33号（質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第25、議案第33号　令和６年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第33号　令和６年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第26　議案第34号（質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第26、議案第34号　令和６年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。御着席ください。したがって、議案第34号　令和６年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第27　議案第35号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第27、議案第35号　令和７年度本巣市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

日程第28　議案第36号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第28、議案第36号　令和７年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたしま

す。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

日程第29　議案第37号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第29、議案第37号　令和７年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

日程第30　議案第38号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第30、議案第38号　令和７年度本巣市企業用地造成事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

日程第31　議案第39号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第31、議案第39号　令和７年度本巣市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

日程第32　議案第40号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第32、議案第40号　令和７年度本巣市下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時22分　休憩

午前11時22分　再開

○議長（道下和茂君）

それでは、再開します。

お諮りします。先ほどの休憩中に、大西徳三郎議員から一身上の都合により議会運営委員会の委員の辞任願が提出されました。

ここで議会運営委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程１とし、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程１として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程１　議会運営委員会委員辞任の許可について

○議長（道下和茂君）

追加日程１、議会運営委員会委員辞任の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥のため大西徳三郎議員の退場を求めます。

〔16番　大西徳三郎君　退場〕

お諮りします。議会運営委員会委員　大西徳三郎議員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員　大西徳三郎議員の辞任の許可については、許可することに決定いたしました。

議会運営委員会辞任の許可についてが終了しましたので、大西徳三郎議員の入場を許可いたします。

〔16番　大西徳三郎君　入場〕

大西徳三郎議員に申し上げます。

大西徳三郎議員の議会運営委員会委員辞任を許可することに決定をいたしました。

ただいま議会運営委員会委員が欠けましたので、お諮りします。議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程２として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程２とし、議題とすることに決定いたしました。

追加日程２　議会運営委員会委員の選任について

○議長（道下和茂君）

追加日程２、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、私より指名をいたします。

８番　澤村均議員を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

ただいま議会運営委員会の委員長が欠けておりますので、委員長の互選を行っていただきたいと

思います。議会運営委員会委員は、第１委員会室に御参集ください。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時27分　休憩

午前11時32分　再開

○議長（道下和茂君）

それでは、再開します。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長が決定しましたので御報告をいたします。

議会運営委員会委員長に、10番議席　今枝和子議員が議会運営委員会の委員長と決まりました。

以上のとおりでございます。

散会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

３月５日水曜日午前９時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでございました。

午前11時33分　散会